

令和元年度文化財保護審議会会議録

日 時：令和元年 8 月 2 9 日（木）午後 2 時～3 時 5 0 分

場 所：鴨川市文化財センター学習室

出席者：小谷善親 佐藤恵重 渡邊宏 松原智美

＜欠席＞富樫辰也 尾張敏章

教育委員会 生涯学習課長・石川丈夫 主査・高橋誠 主事・永井宏直

傍聴人：4 名

1. 開 会 司会 事務局

2. 挨 拶 石川課長

3. 会長・副会長の選任

4 月 1 日の委嘱後、初の会議となるため、会長・副会長が不在、そのため、石川課長を座長として、会長・副会長を委員の協議のうえ、選任した。
会長は小谷委員、副会長は渡邊委員に決定した。

4. 議 件 以下、小谷会長が議長となり、会議次第に沿って審議が進められた。 会議録の署名人には、佐藤委員が指名された。

（1）「房州峯岡山野絵図・房州朝夷郡柱木野絵図（享保年間控）」の指定について 資料に基づいて、事務局から説明を行う。

○文化財指定に関し、所有者から調査書と指定合意書が提出された。

それを受けて、6 月の教育委員会にて、房州峯岡山野絵図・房州朝夷郡柱木野絵図を市有形文化財に指定することについて、文化財保護審議会に諮問がなされた。

記載されている内容から、享保年間の控としていたが、代官・領主の経歴を精査した結果、享保 1 0 年頃とほぼ確定できた。

文化財保護審議会から答申する内容について、委員の方々に審議をお願いしたい。

（事務局・高橋）

○もともと 1 枚だったという件はどうなるのか（佐藤）

・両図とも享保 1 0 年作成という可能性があるので、もともと 1 枚だった想定も捨てきれない。（事務局・高橋）

○作成されたのが享保 1 0 年・1 1 年ということでよいのか（渡邊）

・ここに書かれた内容が、享保10年・11年ということなので、製作年と一緒にとは限らない。(事務局・石川)

○絵図内に記載されている人物は、享保10年頃の人物なのだろうから、製作年により近いはず。とすれば、享保年間控ではなく、もっと製作年に近づけるべきではないか。

また、製作年とは別にして、副本という意味での控を入れた方が良い。年号と文書のカテゴリを一緒にしないほうが良い。(渡邊)

○そもそも絵図名はどこかに記載されているのか。(松原)

・実際に書かれている名称で、「石井孫左衛門控」とも書かれている。(事務局・石川)

○直接書かれているのをを使うのが原則なので、「石井孫左衛門控」を入れて、年代のところで享保10年頃とすれば絞り込める。(松原)

○年代は、現存する絵図が製作されたという意味になる。原本は享保11年頃であっても、控がその後の時代の写しの可能性は残る。年代として、享保10年頃を記載するのにクリアすべき問題は、残されている絵図が実際に作られた時期がいつなのかということ。原本を拝見した限りでは、享保10年頃でもおかしくはない。(松原)

○経験上、控をさらに写したのであれば、その旨が記載される。ないから特定できないということではない。控えを写したのであれば、写しと記載される。(渡邊)

○指定の理由のところで、年代の特定をした根拠を丁寧に書いたほうがよい。(松原)

○年代推定の根拠は、特徴のところでもよい。もう少し区別して書くべき。(渡邊)

○享保10年頃の嶺岡牧の様子を記したもののという捉え方でよいのではないか。(佐藤)

○「オリジナル」が何かを明確にした上で、「オリジナル」を含め言葉を精査して使ったほうが良い。「正本」「案文」という使い方もある。「控」と「写」の別もある。「控」と書かれている以上、「正本」の一つではないか。(松原)

○こういったところで「オリジナル」という言葉はあまり使わない。(渡邊)

○いろいろな形があるが、「写」であれば「写」と入れると思う。絵図の出来具合から言うと、幕府に提出した絵図と同じ形の「控」でよい気がする。控というと、村方で保存しておくものとしての扱い、正式な控という捉え方ではないか。(佐藤)

○気をつけなければならないのは、「控」が価値の下がったものという捉え方をされること。この絵図は、地元に残された副本で、実際に現場で使われたものと思う。市民に誤解を与えないような表現が必要。(渡邊)

○この「控」を積極的に評価した言い回しの方がよい。(松原)

○記されている村々は労役等に関わったところだろう。そういったことも解説として記載すべき。(渡邊)

・今のところ、他の牧士の家には残されていない。石井家だけに残された理由など、そういった意味での絵図の価値はわからない。(事務局・石川)

○正本に近い控が残されていたという点から、石井家が嶺岡牧の再興に関して中心的な役割を果たしていたと考えることもできる。そういったことも付け加えてもよいのではと思う。(佐藤)

○絵図の性格を項目ごとに分けてもらいたい。年代推定や書かれている内容も興味深い。特徴を一括して書かなくてもよいのでは。市民が関心をひけるような、ガイド的な内容・文章が欲しい。(渡邊)

・山の名前なども細かく書かれており、いろいろなことがわかるので、項目に分けて整理し答申の内容を作成します。(事務局・石川)

○指定した際に、市民に公開することを考えて検討してほしい。(佐藤)

○書き起こし、複製の作成は可能なのか。トレーシングはできると思う。(松原)

・書かれている部分については判明している。村の名前や石高、山の名前も解読済み。(事務局・石川)

○村境だけでなく、通路としても使用しており、周囲の残されている野馬土手なども含め、まとめられれば地区の人にとってはよい。(佐藤)

○写真を撮ってレプリカを作り、トレーシングで書き起こしの内容を書き込むという方法もある。(渡邊)

○部分図、地区別で冊子にできれば、企画展で配布できるようなものが作れば。(松原)

○嶺岡牧があることによって、生活圏や交流圏、文化圏が断ち切られているのかそうでないのかということも面白いと思う。(渡邊)

・嶺岡牧内で博打をしていてそれを禁止した記録があり、いろいろな人が出入りしていた証拠となっている。(事務局・石川)

○牧になってからは薪とか採れず、別の遠いところに採りにいって争いになったりしている。そういったところでも、牧があったことは地元にとって大きな影響を与えていた。観光だけではない評価の仕方をしなければならない。(佐藤)

○この絵図を中心として、いろいろな問題が派生していく。そういった位置づけになる文化財だということを明記してほしい。(松原)

○房州峯岡山野絵図・房州朝夷郡柱木野絵図を市の文化財に指定する方針として、答申案を作成してよいか、各委員の意見を求めます。(小谷議長)

○各委員より《異議なし》の声を確認。

○それでは、房州峯岡山野絵図・房州朝夷郡柱木野絵図を市の文化財に指定することとして、また委員から本日出された課題や意見をもとに答申案を作成してください。(小谷議長)

・答申案の内容について、作成、確認等の作業をどうするか、ご意見をいただきたい。(事務局・高橋)

○もう1度審議会を開催して答申案を議題とするかどうか。(小谷議長)

・事務局案を皆様に確認していただく方法も可能です。(事務局・石川)

○それでは、事務局案を作成後、各委員で確認するということによろしいか。(小谷議長)

○各委員より《異議なし》の声を確認。

○事務局としてはどうか。(小谷議長)

・事務局としては、本日出たご意見や様々な視点を、もう少し確実な表現に、また市民に関心をもてるような内容にまとめます。(事務局・石川)

○スケジュール的にはどうか。(松原)

・なるべく早く指定にしたいと思いますが、内容を精査して、あまり性急にまとめるというより確実に確認していきたい。年内には指定に持っていきたいとは思いますが、スケジュールも含め皆さんのご意見を聞きつつ答申を作成していきたい。(事務局・石川)

○貴重な資料であり、知ってもらうにはよい機会なので前向きに進めて欲しい。(佐藤)

○答申書に詳しく記載する必要はないが、活用方法について資料館で十分に吟味して対応してほしい。(渡邊)

以上で、1の議件は終了する。(小谷議長)

(2) その他

県指定有形文化財「大山寺不動堂 附棟札1枚」の文化財調査について、資料に基づいて、事務局から説明を行う。

○県指定文化財について、定期的に現況調査みたいなものはしているのか。その一環として今回調査したのか。(渡邊)

・定期的な調査については、文化財審議員と各分野の県担当で実施している。今回の場合は、地元の県議から県担当課へ修復についての問い合わせがあり、もともとされていた市からの報告も含めて現地調査ということになった。(事務局・石川)

・県担当からは、重要案件として相談・意見交換を進めていくとの話をいただいている。(事務局・高橋)

○檀家がない、住職は兼務である状態なので、地元で主体的な人物がない。他の寺社がどう修復しているか、計画を進めているかの調査も必要だと思う。(渡邊)

・規模が大きすぎて修復の全体像がつかめないところも問題となっています。すぐに結論が出る話ではないので、県と相談しながら地元の意向も伝えて注視していこうと思いますので、ご協力いただければと思います。(事務局・石川)

以上で、2の議件は終了する。(小谷議長)

5. その他

・前回の審議会にて文化財指定についてご審議いただいた、主基斎田について、結果を地元にお伝えをし、現在協議をしている状態です。土地所有、圃場整備計画の関係もあるので、すぐに結論が出ない状態であることをご報告します。(事務局・高橋)

○大嘗祭の開催はいつか。あまり日がないと思うが。(松原)

・今年11月です。ただし、来年が明治神宮鎮座100年、再来年が明治大嘗祭100年と記念の年が続くので、その間に指定できればという地元の意向もあります。

以上で、すべての議件を終了する。(小谷議長)

5. 閉会 事務局

・以上で令和元年度文化財保護審議会の会議を終了する。

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により議事録の内容について確認します。

令和元年11月 7日

会議録署名人 佐藤 恵重